

平成 31 年（行ウ）第 5 号

被疑者 松井一實には 被選挙権が無いことの決定 請求事件

原告 前島 修

被告 広島市選挙管理委員会

準備書面

平成 31（2019）年 4 月 22 日

広島地方裁判所 民事第 2 部 御中

原告 前島 修 ⑩

記

原告は、国土交通省 建設業課より、本訴の審理に協力頂き、重要な指摘事項を得ることが出来たのでお伝える。

建設業法第 25 条の 9（管轄）によれば、広島高速道路公社は、広島県・広島市の出資と国土交通省の認可を受けて、平成 9（1997）年 6 月 3 日に設立されているので、中央審査会の管轄である。中央審査会は、委員 176 名（平成 31 年 2 月 1 日現在）を、下記の URL で公表している。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000125.html

広島高速道路公社と JV（大林組・大成建設・大成建設）による建設業法第 25 条の 10（紛争処理の申請）の法令違反が明らかになっている。

また、『平成 31 年 4 月 10 日 被告 答弁書』に対する主張は、以下のとおりである。

請求の趣旨第 1 項

『平成 31 年 4 月 10 日 被告 答弁書』で、被告は、請求の趣旨第 1 項について、大阪高等裁判所の判決を引用するが、本訴における請求の趣旨とは全く異なる事件の判決であり、被告の主張は却下されなければならない。原告の訴えは適法であることを原告は主張する。

また、「法律上の利益を有する者」としての原告による本訴主観訴訟の、「法律上の利益」は、選挙権および被選挙権である。原告は、不正選挙によって、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益」を侵害された事実があり、原告は「必然的に侵害されるおそれのある者」として、本請求が適法であることを主張する。

その他、不適法の主張は、被告の法律の曲解として却下されなければならない。

あり、適法な請求であることを原告は主張する。

第 221 条の（買収及び利害誘導罪）に該当する。

ことを主張する。